

事務連絡
令和4年11月2日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事審査管理班長事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡

令和 4 年 10 月 31 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

今般、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官より、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和4年10月26日厚生労働省令第151号）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和4年10月26日厚生労働省告示第318号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和4年10月26日厚生労働省告示第319号）の公布について、別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。